

兵庫県公報

平成27年2月20日 金曜日 第2672号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示		ページ
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	3
○ 土地区画整理事業の換地処分完了の届出（市街地整備課）	3
○ 平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部改正（会計課）	3
公 告		
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	4
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	6
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	7
教育委員会公告		
○ 落札者等の公示	7

告 示

兵庫県告示第107号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成27年2月20日

兵庫県知事 井戸敏三

小坂西部土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	片岡 勉	豊岡市出石町大谷505番地

赤穂土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	豆田 正明	赤穂市加里屋2156番地5



兵庫県告示第108号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成27年2月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定する区域
高砂市米田町塩市字明田124番1、124番4、124番5、125番1、127番1及び127番3の一部
- 2 特定有害物質の名称
ふっ素及びその化合物

兵庫県告示第109号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成27年 2月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域
川西市火打1丁目223番2、225番1、225番2、227番2、227番3の各全部並びに223番1、228番1、228番2、229番7の各一部
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

兵庫県告示第110号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 2月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成27年 2月5日から同年 3月31日まで
- 3 作業地域
尼崎市東園田町4丁目

兵庫県告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年 2月20日から供用を開始する。

その関係図面は、平成27年 2月20日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年 2月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 関 宮 小 代 線	養父市吉井字上吉井前620番4から 同 市吉井字上吉井前536番まで	旧	6.0から 9.0まで	55.0	
		新	7.0から 11.0まで	55.0	
県道 金 浦 和 田 山 線	朝来市和田山町宮字安岡19番1から 同 市和田山町東和田字於作田226番1ま で	旧	8.0から 16.0まで	200.0	
		新	10.0から 19.0まで	200.0	

兵庫県告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年 2月20日か

ら供用を開始する。

その関係図面は、平成27年 2月20日から 2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成27年 2月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 鳥飼浦洲本線	洲本市五色町鳥飼上字式斗代331番2から 同 市五色町下塚字原1194番1まで	旧	5.0から 10.0まで	218.0	
		新	5.0から 17.0まで	218.0	



兵庫県告示第113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年 2月20日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成27年 2月20日から 2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年 2月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 姫路環状線	姫路市市之郷字西野々919番1から 同 市阿保字入江甲840番まで	旧	3.0から 36.0まで 36.0から 51.0まで	823.0 806.0	予定地
		新	36.0から 51.0まで	806.0	



兵庫県告示第114号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、小野市黒川西土地区画整理組合から換地処分完了の届出があった。

平成27年 2月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日

組 合 の 名 称 小野市黒川西土地区画整理組合
事務所の所在地 小野市王子町806—1（小野市役所内）
設立認可の年月日 平成23年10月27日



兵庫県告示第115号

平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部を次のように改正し、平成27年 3月 1日から適用する。

平成27年 2月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

本文中32の次に次のように加える。

33 医薬品保管管理業務委託契約

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民生活課、同部文書課県民情報センター、神戸県民センター、阪神南県民センター、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成27年 2月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成27年 1月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人はこぶね

イ 代表者の氏名 米 山 尚 子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市灘区篠原南町5丁目5番10号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい者福祉サービスに関する事業を行い、知的・身体・精神障がい者に対し就労支援や生活支援を提供し、地域で暮らす障がい者が安心して生活を送れるよう支援する。又、発達障がいの正しい理解と推進を目指し、障がいの特性にあわせた自立支援活動を行う。また、家族、医療、福祉及び教育等の各関係機関と連携を図り、障がい者の人権及び福祉の推進に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成27年 1月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人子ども支援むくむく

イ 代表者の氏名 酒 井 秀 貴

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市平松2丁目4番7-102号

エ 定款に記載された目的

この法人は、発達障がいの疑いがある児童又は発達障がい児を対象とした能力開発、課外保護施設運営、情報提供・啓発活動、児童発達支援、放課後等デイサービス事業を行うことにより、発達障がい児を含む子どもの才能発掘と教育の場、生活の場を充実させることでその自立を支援し、広く障がい者福祉の向上に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成27年 1月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人終活サポートネットワーク

イ 代表者の氏名 竹 内 義 雄

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区磯辺通3-1-2 NCL三宮805

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢化社会に鑑み、広く一般市民を対象として、相続手続き・遺言・仏事等に関する相談、セミナー、教育及び啓発事業などを行い、人生の終期における問題点を事前に知ることでトラブルを予防し、又は、解決のできる知識を広く普及させることで、安心して明るい社会の実現に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成27年 1月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人交通事故の相談窓口

イ 代表者の氏名 杉 岡 優 希

ウ 主たる事務所の所在地 明石市魚住町西岡323番地の1

エ 定款に記載された目的

この法人は、交通事故当事者・関係者に対して、交通事故に関する無料相談及び必要な支援事業を行うとともに、行政及び関係団体等が主催する交通事故防止行事等に積極的に参加するなどの活動を通じて問題解決の支援・協力をを行い交通事故の予防・対策を推進し、公平で明るい社会環境の醸成及び交通事故防止に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請受付年月日 平成27年1月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人心の和プロジェクト

イ 代表者の氏名 浜 田 早 苗

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市下坂部2丁目31番13号

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、障害や国籍の違い等により生きづらさや孤独感を抱えている者に対してカウンセリング等を行い、また、外国人と日本人との交流の場づくりを行うことにより外国人が自分らしく生きられる居場所を創出し、もって保健、医療又は福祉の増進及び社会教育の推進を図り、障害の有無や国籍に捉わられることなく地域社会の中で一人ひとりが「生きやすい」と感じることでできる社会環境の実現に寄与することを目的とする。

6 (1) 申請受付年月日 平成27年1月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人イーライフサポートセンター

イ 代表者の氏名 前 野 仁 志

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市大庄北3丁目31番3号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、シルバーカフェの運営及び介護・介助活動の支援に関する事業を行い、健康で心豊かな老後が暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

7 (1) 申請受付年月日 平成27年1月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人赤穂緞通を伝承する会花工房

イ 代表者の氏名 井 關 京 子

ウ 主たる事務所の所在地 赤穂市元沖町145番地1

エ 定款に記載された目的

この法人は、赤穂市の伝統産業であった赤穂緞通の製法技術を復元、復活し、制作技術者及び将来に伝承していくべき後継者を育成するとともに、良質な緞通の製品化に取り組み、広く国内外に販路を拡大しうる地場産業として発展させていく一方、障害者等に対して技術指導を行い就労支援事業へと展開し、さらに、他の伝統工芸、陶芸、絵画等の文化団体と広く交流を深め、郷土の伝統と文化の香り高い社会づくりと障害者が働きやすい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

8 (1) 申請受付年月日 平成27年1月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ゆめみらい西脇

イ 代表者の氏名 前 森 正 純

ウ 主たる事務所の所在地 西脇市黒田庄町田高317-2

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害を持たれた方が、地域の中で理解され暮らし続けることが出来る環境を整えるために、研修・講演活動及び地域高齢者及び障害者が就労の場を共に構築し地域社会の意識や環境を向上させることを目的とする。

9 (1) 申請受付年月日 平成27年1月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人国際食農・酒文化普及使節団

イ 代表者の氏名 渡 邊 大

ウ 主たる事務所の所在地 明石市山下町7番27-103号

エ 定款に記載された目的

この法人は、日本国外で和食及び酒文化に興味を持ち、楽しんでいる人々に対して、日本国内でこ

わりをもって作られた食材やお酒、またその楽しみ方や文化背景を発信・共有し、世界中で同じ品質の商品が食べられるような体制を、構築可能にする機会や交流の場を創造する事業を行い、地方産業の活性化、国産食品の輸出拡大に寄与することを目的とする。



特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民生活課、同部文書課県民情報センター、神戸県民センター、阪神南県民センター、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成27年2月20日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 申請受付年月日 平成27年1月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人さわやかスポーツクラブ

イ 代表者の氏名 花井結城子

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市伊子志3丁目14番28—205号

エ 定款に記載された目的

この法人は、野球教室をはじめとするスポーツの技術指導等を通じて、青少年のこころとからだの健全な育成に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成27年1月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人自由空間めにい

イ 代表者の氏名 横瀬多希子

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市安富町長野281番地3

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域の障害者（児）に対して、生活支援及び社会参加促進に関する事業を行い、公共の福祉の向上に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成27年1月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人西播磨福祉支援協会

イ 代表者の氏名 木村雅博

ウ 主たる事務所の所在地 赤穂郡上郡町竹万381番5

エ 定款に記載された目的

この法人は、進みゆく超高齢社会及び障害のある方の社会参加のための各種多様なニーズに応えるべく、高齢者や障害者への福祉サービスの提供や介護者への支援並びに各種関係機関と調整を図り、福祉サービスをコーディネート出来る機能を併せ持ち、地域社会に溶け込み、地域社会の福祉発信基地となり先駆的なサービスを以って文化的で快適な生活と福祉の増進及び、地域の活性化、美術・芸術の振興、環境保全活動、被災地での救助活動・支援活動、海外の国との異文化交流を通して公益の増進に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成27年1月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人花咲

イ 代表者の氏名 柚木恒光

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市西中島81番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者・高齢者に対して生活支援および社会参加促進に関する事業を行い、すべての人々が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年 2月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
小野市敷地町字ナカラ1502番9の一部、1502番10の一部、1503番16の一部、1503番23の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
神戸市中央区江戸町95番地井門神戸ビル9階
株式会社ひまわり 代表取締役 榎 山 良 夫
- 3 許可年月日及び許可番号
平成26年 9月30日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1－4号（26小野）

教 育 委 員 会 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成27年 2月20日

契約担当者

兵庫県教育長 高 井 芳 朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立歴史博物館ほか5施設で使用する電気 予定数量3,519,879キロワット時／年
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県教育委員会事務局社会教育課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年 2月 6日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社エネット 東京都港区芝公園二丁目6番3号
- 5 落札金額
68,314,513円（税抜）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成26年12月24日